

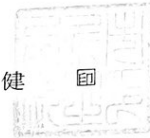
様式第4号(第3条関係)

## 公文書不開示決定通知書

西 健 第 71-4 号  
令和 3 年 6 月 4 日

名古屋市民オンブズマン  
新海 聡 様

西尾市長 中 村 健 印



令和3年5月24日付けで開示請求のありました公文書については、次のとおり開示しないこととしましたので、西尾市情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項	新型コロナウイルスワクチン接種の件で、スギHD関係者から市に対して行われた問合せ・働きかけがわかるもの
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	本件公文書は存在しないため
担 当 課 等	健康福祉部健康課 手嶋 電話 0563-57-0661

この通知書に記載された事項について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。また、処分取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(市長が被告の代表者となります。)、提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、前記の審査請求の裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として、処分取消しの訴えを提起することができます。

# 公文書不開示決定通知書

西 健 第 71-3 号  
令和 3年 6月 4日

名古屋市民オンブズマン  
新海 聡 様

西尾市長 中 村 健 印



2021年5月24日付けで開示請求のありました公文書については、次のとおり開示しないこととしましたので、西尾市情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

公文書の名称その他の開示請求に係る公文書特定するに足りる事項	新型コロナウイルスワクチン接種の件で、スギHD関係者から市に対して行われた問合せ・働きかけに対し、市内部での対応がわかるもの（令和3年5月12日付け西尾市長中村健「皆様にお詫び申し上げます。」ならびに令和3年5月11日付け緊急記者会見報道発表資料以外）
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	本件公文書は存在しないため
担 当 課 等	健康福祉部健康課 手嶋 電話 0563-57-0661

この通知書に記載された事項について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。また、処分取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、前記の審査請求の裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として、処分取消しの訴えを提起することができます。  
様式第4号（第3条関係）